個人情報ファイル簿

総務部

市民税課

個人情報ファイル簿(目録)

個人情報ファイル簿所管部署		整理	里 個人情報ファイル名	消除
部	課室	番号	四八月取ノアイル石	年月日
総務部	市民税課	1	個人住民税ファイル	
総務部	市民税課	2	軽自動車税ファイル	
総務部	市民税課	3	法人市民税ファイル	

個人情報ファイル簿 (単票)

整理番号	総務部	市民税課	No. 1	
個人情報ファイルの名称 (法第74条第1項第1号)		個人住民税ファイル		
実施機関の名称 (同項第2号)		沖縄市長		
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称 (同項第2号)		総務部 市民税課		
個人情報ファイルの利用 目的 (同項第3号)		個人住民税の賦課及び徴収のために利用する。		
記録項目 (同項第4号)		1個人番号、2その他識別情報(内部番号)、3宛名情報(氏名、性別、生年月日、住所、電話番号等)、4国税関係情報(所得税額、収入情報、所得情報、控除情報、勤務先等)、5地方税関係情報(市民税額、県民税額、収入情報、所得情報、控除情報、勤務先等)、6医療保険関係情報、7障害者福祉関係情報、8生活保護・社会福祉関係情報、9介護・高齢者福祉関係情報、10年金関係情報、11口座情報(口座種別、口座番号、金融機関コード等)、12収納管理情報(納付方法、収納状況等)		
記録範囲 (同項第4号)		本市において、個人市民税・県民税の納付義務がある者		
記録範囲における本人の 数		✓ 1,000人以上□ 50人以上~1,000人未満		
記録情報の収集方法 (同項第5号)		本人からの申告、給与支払者からの提出(給与支払報告・異動届出・特別徴収切替申請)、公的年金支払者からの提出(公的年金等支払報告)、他市町村等からの提供(申告書情報・支払報告書情報)、他課からの提供(生活保護や障害者等の賦課に必要な情報)、税務署からの提供(課税資料)、番号法に基づく情報提供ネットワークシステへの照会、住基法に基づく住民基本台帳ネットワークシステムへの照会		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨(同項第6号)		含む		

記録情報の経常的提供先 (同項第7号)	【利用目的内の提供】 厚生労働大臣、文部科学大臣、国税庁長官、都道府県知事、市町村長、都道府県教育委員会、市町村教育委員会、全国健康保険協会、健康保険組合、国民健康保険組合、後期高齢者医療広域連合、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団、農林漁業団体職員共済組合、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人日本学生支援機構、平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合、平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金、平成二十三年法律第五十六号附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会、個人住民税システム運用保守業務受託者、パンチ処理業務受託者、特別徴収税額の決定・変更通知書等作成及び封入封緘業務受託者、納税義務者、給与支払者、日本年金機構その他年金支払者、都道府県公安委員会【利用目的以外の提供】		
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地 (同項第9号)	〒904-8501 沖縄市仲宗根町26番1号 沖縄市役所 総務部 総務課 情報公開担当		
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等 (同項第10号)	_		
個人情報ファイルの種別 (政令第21条第6項第1号、 第2号)	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	政令第21条第7項に該当するファ イル □有 ☑無 ン)	
行政機関等匿名加工情報 の提案の募集をする個人 情報ファイルである旨			
行政機関等匿名加工情報 の提案を受ける組織の名 称及び所在地	実施なし		
行政機関等匿名加工情報 の概要	実施なし		

作成された行政機関等匿 名加工情報に関する提案 を受ける組織の名称及び 所在地	実施なし
作成された行政機関等匿 名加工情報に関する提案 をすることができる期間	実施なし
記録情報に条例要配慮個 人情報が含まれていると きはその旨	
備考	

作成年月日(更新年月日):令和5年6月1日

個人情報ファイル簿 (単票)

整理番号 総務部 市民税	課 No.2		
個人情報ファイルの名称 (法第74条第1項第1号)	軽自動車税ファイル		
実施機関の名称 (同項第2号)	沖縄市長		
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称 (同項第2号)	総務部市民税課		
個人情報ファイルの利用 目的 (同項第3号)	軽自動車税の賦課に関する事務		
記録項目 (同項第4号)	1. 氏名 2. 住所 3. 生年月日 4. 電話番号 5. 宛名番号 6. 個人番号 7. 世帯番号 8. 車種 9. 標識番号 10. 課税区分 11. 減免区分 12. 車名 13. 車台番号 14. 型式及び年式 15. 排気量 16. 初度検査年月 17. 燃料種類 18. 税率特例 19. 取得年月日 20. 異動年月日 21. 廃車年月日 22. 調定状況 23. 口座情報 24. 収納状況 25. 送付先住所		
記録範囲 (同項第4号)	本市において、軽自動車税の課税対象となる車両を所有、また は使用する者(廃車車両等の履歴を含む)		
記録範囲における本人の 数	✓ 1,000人以上□ 50人以上~1,000人未満		
記録情報の収集方法 (同項第5号)	・納税義務者からの申告・事業所または官公署への文書照会等・軽自動車協会連合会からの税申告書(CDデータ含む)・個人番号を利用した調査		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 (同項第6号)	含む		
記録情報の経常的提供先 (同項第7号)	【利用目的内の提供】 システム運用保守受託者、納税通知書印刷・封入封緘処理業務受託者 【利用目的以外の提供】 -		

開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地 (同項第9号)	〒904-8501 沖縄市仲宗根町26番1号 沖縄市役所 総務部 総務課 情報公開担当		
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等 (同項第10号)	_		
個人情報ファイルの種別 (政令第21条第6項第1号、 第2号)	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	政令第21条第7項に該当するファ イル ☑有 □無 /)	
行政機関等匿名加工情報 の提案の募集をする個人 情報ファイルである旨			
行政機関等匿名加工情報 の提案を受ける組織の名 称及び所在地	実施なし		
行政機関等匿名加工情報 の概要	実施なし		
作成された行政機関等匿 名加工情報に関する提案 を受ける組織の名称及び 所在地	実施なし		
作成された行政機関等匿 名加工情報に関する提案 をすることができる期間	実施なし		
記録情報に条例要配慮個 人情報が含まれていると きはその旨	_		
備考			

作成年月日(更新年月日):令和5年6月1日

個人情報ファイル簿 (単票)

整理番号 総務部 市民科	兑課 No.3		
個人情報ファイルの名称 (法第74条第1項第1号)	法人市民税ファイル		
実施機関の名称 (同項第2号)	沖縄市長		
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称 (同項第2号)	総務部市民税課		
個人情報ファイルの利用 目的 (同項第3号)	法人市民税の賦課に関する事務		
記録項目 (同項第4号)	1. 代表者氏名 2. 代表者住所 3. 企業番号 4. 課税情報 5. 従業員数 6. 口座情報 7. 経理責任者 8. 関与税理士 9. 清算人		
記録範囲 (同項第4号)	本市に本店や支店を置く法人の代表者(履歴含む) 経理責任者 関与税理士 清算人		
記録範囲における本人の数	□ 1,000人以上 □ 50人以上~1,000人未満		
記録情報の収集方法 (同項第5号)	・法人からの申告書及び申告に伴う添付資料 ・登記簿調査 ・県税事務所から送付(送信)された法人税額通知書		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 (同項第6号)	きれ合きない		
記録情報の経常的提供先 (同項第7号)	【利用目的内の提供】 - 【利用目的以外の提供】 -		

開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地 (同項第9号)	〒904-8501 沖縄市仲宗根町26番1号 沖縄市役所 総務部 総務課 情報公開担当		
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等 (同項第10号)	_		
個人情報ファイルの種別 (政令第21条第6項第1号、 第2号)	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	政令第21条第7項に該当するファ イル ☑有 □無 /)	
行政機関等匿名加工情報 の提案の募集をする個人 情報ファイルである旨			
行政機関等匿名加工情報 の提案を受ける組織の名 称及び所在地	実施なし		
行政機関等匿名加工情報 の概要	実施なし		
作成された行政機関等匿 名加工情報に関する提案 を受ける組織の名称及び 所在地	実施なし		
作成された行政機関等匿 名加工情報に関する提案 をすることができる期間	実施なし		
記録情報に条例要配慮個 人情報が含まれていると きはその旨	_		
備考			

作成年月日(更新年月日):令和5年6月1日